

組合員の皆様へ

組合員資格および届出事項確認のお願い

組合員の皆様に、組合員資格または住所・氏名などに変更がないかご確認をお願いいたします。下記に該当する方は、変更手続きが必要となりますので、お手数をおかけしますが最寄りの支店までご連絡をお願いいたします。

- ①住所・氏名の変更
- ②正組合員から准組合員へ変更または准組合員から正組合員へ変更
- ③相続による名義変更

※組合員の死亡による出資金相続加入については、当 JA の定款によりお亡くなり後 60 日以内の手続きが必要となります。60 日を過ぎると、死亡脱退手続き後、新たに新規加入の申込が必要になってまいります。お手続きがお済みでない方については、早急に手続きをお願いいたします。

脱退について

組合員の脱退を希望される場合は、以下の手続きが必要になります。

①任意脱退

いつでも出資金の譲渡の申し出をすることができます。持分を全部譲渡することにより脱退することができますが、譲受先がない場合は、年度末（3月末）の 60 日前の営業日までにお申し出いただければ、年度末において脱退となります。

なお、出資金は当 JA の定款により翌年度に開催される通常総代会後に払い戻しいたします。

②法定脱退（死亡や地区外転居など）

事実が発生することにより脱退となりますので、速やかにお申し出ください。

年度末（3月末）までに事務手続きが完了したものに付きましては、翌年度に開催される通常総代会後に払い戻しいたします。

コイン精米機利用料金改定のお知らせ

いつも当 JA をご利用いただき、ありがとうございます。

さて、この度当 JA が設置しているコイン精米機（楠浦・栞宇土・本町）につきまして、下記の通り利用料金を改定させていただきます。

今後もより一層のサービスに努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

令和5年3月31日まで	→	令和5年4月1日より
もみ1袋当たり 300円		もみ1袋当たり 400円

※料金は目安です。精米コースによって差があります。

本町コイン精米機の更新について

この度、本町コイン精米機を新機種に更新します。
ご不便をおかけしますが、今しばらくお待ちください。
なお、新機種は受注生産のため3月中旬を目途に設置予定です。